明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学三）　一
〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務七五）　三
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務五九）　四
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学四〇）　四
○国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二二）　四
〔告　示〕
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通一〇二一）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人自動車技術総合機構平成二十八年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　四
地方公共団体
農業協同組合法第六十四条の二及び法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　三
会社その他
会社決算公告　三

府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年十一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
文部省令第一号
自治省

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。